

重要事項説明書別紙利用料金表 〈訪問介護〉

適用される地域区分	1級地
(地域単価)	(11.40円)
適用される特定事業所加算	Ⅱ

訪問介護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

1. 訪問介護__利用料金（早朝・夜間、深夜加算を含む） (1回につき)

	時間帯	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未 満	1時間30分以上 30分毎加算
		通常 午前8時～午後6時	2,040円	3,055円	4,856円	7,113円
身体介 護中心 型	夜間加算 午後6時～午後10時	2,553円	3,830円	6,064円	8,892円	1,288円
	早朝加算 午前6時～午前8時	2,553円	3,830円	6,064円	8,892円	1,288円
	深夜加算 午後10時～午前6時	3,078円	4,594円	7,284円	10,670円	1,539円

	時間帯	20分以上 45分未満	45分以上
		通常 午前8時～午後6時	2,245円
生活援 助中心 型	夜朝加算 午後6時～午後10時	2,804円	3,454円
	早朝加算 午前6時～午前8時	2,804円	3,454円
	深夜加算 午後10時～午前6時	3,374円	4,138円

(1) 身体介護中心型の訪問介護に引き続いて所要時間20分以上の生活援助中心型の訪問介護を提供する場合は、下記の金額が加算されます（下記金額は、通常時間帯の場合になります）。

- ①所要時間が20分以上45分未満であった場合 820円
- ②所要時間が45分以上70分未満であった場合 1,630円
- ③所要時間が70分以上であった場合 2,451円

(2) ご利用者の身体的理由等により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、同時に2人の従業者により訪問介護を提供します。この場合、2倍の料金がかかります。

(3) 端数処理の関係上、10円程度の誤差が生じることがあります。

2. 加算・減算項目

加算・減算項目	通常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯に訪問介護を提供する場合（次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。）	早朝（午前6時～午前8時） / 25% 夜間（午後6時～午後10時） / 25% 深夜（午後10時～午前6時） / 50%
---------	---	---

加算・減算項目	初回加算		2,280円	(1月につき)
	緊急時訪問介護加算		1,140円	(1回につき)
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1,140円	(1月につき)
		(Ⅱ)	2,280円	(1月につき)
	口腔連携強化加算		570円	非該当
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%	—
	特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位数の20%	非該当
		(Ⅱ)	所定単位数の10%	該当
		(Ⅲ)	所定単位数の10%	非該当
		(Ⅳ)	所定単位数の3%	非該当
		(Ⅴ)	所定単位数の3%	非該当
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	34円	非該当
		(Ⅱ)	45円	非該当
	特別地域加算		所定単位数の15%	非該当
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数の24.5%	該当
		(Ⅱ)	所定単位数の22.4%	非該当
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算	—
	業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算	—
	同一建物減算	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数×90%	—
		正当な理由なく事業所の同一の建物に居住する利用者の割合が90/100以上の場合	所定単位数×88%	—
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数×85%	—	

※上記の表にて「—」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

3. 実費について

(1回につき)

実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円 (税込)
	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（公共交通機関使用）	実 費
	買物や薬受けのサービスを行った場合（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円 (税込)
	買物や薬受けのサービスを行った場合（公共交通機関使用）	実 費
	実施記録の複写物交付	A4、A3一枚につき11円 (税込)

- 従業者が訪問介護を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域内にお住まいのご利用者または中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては、無料となります。
- 重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、SOMPOケア株式会社に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとし、その場合の実費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費または自動車使用時の経費 [22円/km] (税込) となります。
- 買い物、通院および外出介助などのサービスを利用する際にかかる交通費は、原則としてご利用者のご負担となります。交通費は通院および外出介助の場合、同乗する従業者分を含む公共交通機関利用実費とし、片道のみサービスの提供であっても、往復における従業者分の交通費をご利用者にご負担頂きます。買物代行においてSOMPOケア株式会社の自動車等を使用する場合には、使用時の経費（利用者宅から目的地までの往復の経費 [22円/km] (税込)）をお支払い頂きます。
- サービス実施記録の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円 (税込) をお支払い頂きます。
- 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

4. その他の留意事項

- 訪問介護を提供する際に使用する、水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。
- 法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。
- 介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。
 - 1ヶ月に利用したサービスの合計単位数（介護職員等処遇改善加算分を含む）・・・ア
 - ア × 11.4 円（介護給付費1単位に対する地区別単価）＝ イ（1円未満切捨）・・・介護報酬
 - イ × （1 - 負担割合証に記載された負担割合）＝ ウ（1円未満切捨）・・・保険給付
 - イ - ウ = 自己負担額
- 訪問介護の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。（介護保険給付対象外のサービスをご希望される場合は、別途消費税を頂きます。）

- ご利用者が保険料の滞納等の理由により給付制限を受け、SOMPOケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合またはご利用者が要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口で提示すると、訪問介護の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

5. 支払い方法および重要事項

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合）がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料金は全額自己負担となります。 ※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。 ※ご指定の金融機関の口座から、事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。 ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引き落としできない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただけます。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。 サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされた場合、サービス提供の予定時間30分未満ごとに450円（不課税）が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。 ※緊急な入院等やむを得ない事由の場合は、キャンセル料は頂きません。